

～ご案内～

廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業

廿日市市では、「障がいのある人やご家族が住み慣れた廿日市市で安心して暮らし続けることのできる仕組みづくり」の第一歩として「廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業」をスタートさせました。

対象

次のいずれにも該当する人です。

- ・廿日市市民
- ・障がいのある人
- ・在宅生活をされている人
- ・ご家族などの介護者と一緒に生活されている人

単身生活の方等については、以下の支援をさせていただきますので、ご相談ください。

- ・地域定着支援利用
- ・その他各種障害福祉サービス利用

担当の相談支援専門員がいる人
（「障害福祉サービスを利用している」）

担当の相談支援専門員がいない人
（「障害福祉サービスを利用していない」、
「セルフプランで障害福祉サービスを利用している」）

相談支援事業所
【相談支援専門員】

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ
【相談支援専門員】

相談支援専門員が、サービス等利用計画作成等に併せて作成し、市へ提出します。

緊急時連絡票（兼登録申請書）

登録！

サービス担当者会議等で、起こりうる緊急事態の想定や、連絡先の優先順位、対応方法等のシミュレーションを行います。



ご家族の急病等の緊急事態発生！

ショートステイ等
障がい福祉サービス利用



普段利用している通所施設等で
職員と一晩を過ごす



自宅で通所施設等の職員と
一晩を過ごす



～問い合わせ～

廿日市市役所障害福祉課 電話 30-9152(直通)

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ 電話 20-0224